

## 第3回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議次第

令和5年8月28日(月)14時～  
オンライン

### 1 開会あいさつ(県統轄監より)

### 2 報告事項

- ・孤独・孤立対策推進法の概要
- ・孤独・孤立に関する県内アンケート調査結果
- ・孤独・孤立に関する主な事業(令和5年当初予算及び6月補正予算)

### 3 協議事項

- ・孤独・孤立サポーター団体(仮)について
- ・相談窓口の顔の見える関係作り(案2)について
- ・各支援機関の取組みシートについて

### 4 その他

### 5 閉会

第3回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議出席者

区分	団体名	所属・職氏名	
民間支援機関等	NPO 法人鳥取青少年ピアサポート	事務局長 (ひきこもりコーディネーター) 山本 隆義	
	NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所	所長 株本 俊夫	
	社会福祉法人鳥取いのちの電話	事務局次長 伊藤 邦子	
	鳥取県児童福祉入所施設協議会	会長 因伯子供学園 園長 吉田 裕治	
	日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	事務局長 高橋 秀明	
社会福祉法人	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	地域福祉部生活福祉資金室長兼地域福祉部副部長 川瀬 亮彦	
行政	鳥取市 (市プラットフォーム担当所属)	総務部人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 副所長 小川 孝 相談支援包括化推進員 角野 純子	
	岩美町	健康福祉課 主任保健師 松本 千晴	
	八頭町	福祉課 課長 西尾 克志 係長 竹内 啓治 副主幹 桂 孝子	
	三朝町	健康福祉課 課長 矢吹 和美 課長補佐 吉田 美穂	
	湯梨浜町	総合福祉課長 前田 知代	
	北栄町	福祉課長 小澤 靖	
	日吉津村	福祉保健課 係長 今井 美絵	
	伯耆町	福祉課 副室長 宅野 紳一	
	日野町	健康福祉課 副主幹 吉原 尚志	
	江府町	住民生活課 課長補佐 川上明美	
	事務局		統轄監 池上 祥子
			福祉保健部長 中西 眞治
			福祉保健部参事監兼ささえあい福祉局孤独・孤立対策課長 中島 真子
		福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 課長補佐 森安 裕章	

## とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

### 1 概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO 法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

### 2 活動内容

孤独・孤立対策に関する広報活動、孤独・孤立対策に取り組む NPO 法人等の支援、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動など

### 3 構成機関

#### 【民間支援機関等】

NPO 法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社、NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会

#### 【社会福祉法人】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

#### 【行政】

市町村、鳥取県教育委員会、県(事務局)

### 4 これまでの実施経過

- ・第1回(令和4年9月14日(水))

【概要】プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

- ・第2回(令和4年12月27日(火))

【概要】第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等

#### 【参考】庁内プロジェクトチーム実施経過

- ・第1回(令和4年2月22日(火))

【概要】国及び県の各部局の取組みの共有

- ・第2回(令和4年4月26日(火))

【概要】孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の概要

- ・第3回(令和5年2月8日(水))

【概要】プラットフォームの概要、相談窓口の関係づくりに向けた取組み、条例の現状

## 孤独・孤立対策推進法の概要

### (1) 法案の概要

- ・内閣府に孤独・孤立対策推進本部を置き（第 20 条）、本部長は内閣総理大臣（第 23 条）、副本部長は官房長官と特命大臣（第 24 条）、本部員は関係大臣を充てる（第 25 条）。
- ・孤独・孤立対策本部は「孤独・孤立対策重点計画」を作成する（第 8 条）。
- ・地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、国・他の地方公共団体との連携を図りつつ、当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第 4 条）。
- ・地方公共団体は、孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める（第 15 条）。  
協議会では情報の交換、支援の内容に関する協議を行い、必要に応じ構成機関等に個人情報等の提供等を求めることができる（第 16 条）。  
→ 個々の当事者への支援を検討するケース会議を想定。
- ・国、地方公共団体、支援者、地域住民その他関係者相互間の連携と協働を促進する施策を講ずるよう努める（第 11 条）。  
→ 官民連携プラットフォームを各地方で設置するよう規定するもの。
- ・その他に、普及啓発（第 9 条）、相談支援（第 10 条）、人材確保（第 12 条）に努めることが求められている。

普及啓発、相談支援、人材確保等は「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛の社会づくり推進条例」で規定済みで、「官民連携プラットフォーム」は設置済み。設置の努力義務がある「孤独・孤立対策地域協議会」はケース会議を想定されており、県において設置の有無も含めて検討が必要。プラットフォームと協議会を兼ねることも含めて検討。

### (2) 今後のスケジュール等

可決・成立：令和 5 年 5 月 31 日 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等が自らの意思によって社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力及び関係者の連携・協力等の努力義務を規定。

### 3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援等

### 4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会の構成機関等のうちから一の機関又は団体を調整機関として指定することができる。調整機関は、必要な支援が適切に行われるよう構成機関等相互の連絡調整を行う。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

## 孤独・孤立に関する県内アンケート調査の実施結果について

内閣官房が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では都道府県ごとの状況が把握できなかったため、令和4年12月に孤独・孤立に関する県内アンケート調査を実施しました。以下のとおり集計が完了しましたので、調査結果の概要をお知らせします。

本調査によって得られた分析結果については、これまで「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」等で関係者からいただいたご意見や国の調査に加えて目立った特徴があるものではありませんが、今後、分析結果を県庁内の「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」でも共有し、支援現場での状況とも比較をし、今後の孤独・孤立対策事業等の検討に活用していきます。

### 1 調査方法等

※国の「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用して、試行的な事業として実施

- (1) 調査期間 令和4年12月15日～12月21日
- (2) 調査方法 インターネット上での調査（委託実施）
- (3) 調査対象 委託先事業者のインターネットモニターに登録している鳥取県に居住する満16歳以上の個人（約9,000人）
- (4) 回答者数 1,700人  
 <内訳>
  - ・男女別 男性：813人（47.8%）、女性：859人（50.5%）、その他：28人（1.6%）
  - ・年齢別 10代：15人（0.9%）、20代：147人（8.6%）、30代：344人（20.2%）、40代：436人（25.6%）、50代：356人（20.9%）、60代：281人（16.5%）、70代以上：121人（7.1%）
- (5) 調査事項 32問
  - ・属性事項（年齢、性別、同居人の有無、教育・就業形態など）
  - ・孤独に関する事項（孤独感の有無、孤独感に至る前に経験した出来事など）
  - ・孤立に関する事項（外出頻度、社会参加の状況など）
  - ・その他関連事項（不安や悩みの相談相手の有無、孤独・孤立の状態が解消したきっかけなど）
 ※国調査事項に加え、「孤独・孤立の状態が解消した経験」等の本県独自の設問も調査

### 2 結果の概要

#### (1) 単純集計結果・国のアンケート調査との比較（主な項目）

○孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」人は、県、国とも約4割であり、一定の割合で孤独感を抱えている方がいることが裏付けられたほか、20代・30代の若年層が孤独感を抱える割合が高い点など、県、国で概ね似た傾向を示している。

※県調査の方が、回答者全体に占める20代、30代の割合が高いため、孤独感に関する設問等について国調査よりも若干数値が高く出ている可能性があります。

項目	県調査結果	国調査結果
孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人の割合	43.5%	40.3%
孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の年齢階級別の割合（第1位、第2位）	・20代：11.6% ・30代：10.2%	・30代：7.2% ・20代：7.1%
孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の仕事の種類別の割合（第1位、第2位）	・失業中：13.8% ・派遣社員：12.1%	・失業中：9.9% ・家族従業者・内職：5.9%
孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人が、その状況に至る前に経験した出来事の割合（第1位～3位）	・一人暮らし：24.0% ・転校・転職・離職・退職：19.0% ・心身の重大なトラブル（病気・怪我等）：16.0% ・人間関係による重大	・家族との死別：27.0% ・心身の重大なトラブル（病気・怪我等）：17.7% ・転校・転職・離職・退職：16.9%

	なトラブル：16.0%	
孤独・孤立状態が解消したきっかけ別の割合（第1位、第2位） ※県独自設問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間が経過することで自分の気持ちに変化が生じた：25.1%</li> <li>・相談や話ができる相手との新たな出会いがあった：17.6%</li> </ul>	

※国アンケート調査（内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」）

## （2）各質問項目に係る分析（主な項目）

### ○年齢階級別孤独感

- ・すべての年代で孤独を感じる方が存在するが、若年層で孤独感を抱えている割合が高い。
- ・若年層は、相談相手や居場所がないと感じている割合も高く、社会との接点の少なさが影響している可能性がある。
- ・また、SNSを頻繁に活用する年齢層でもあるが、相手の顔が見えないことや文面で相手の気持ちを推測しなければならないなど、SNSのつながりでは必ずしも孤独感の緩和には至っていないことが推測される。

### ○現在の仕事の種類別孤独感

- ・失業や派遣社員等の不安定な雇用環境などにより社会との接点が少なくなることも、孤独感につながる一因と推測される。

### ○現在の孤独感に至る前に経験した出来事の状態

- ・「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」などの割合が高く、これらの出来事は概ねつながりの希薄化を伴うことから、孤立状態が孤独感を感じる要因の一つとなっていることが窺える。

### ○孤独・孤立状態が解消したきっかけ

- ・「時間が経過することで自分の気持ちに変化が生じた」や、「相談や話ができる相手との新たな出会いがあった」の割合が高いことから、ある程度の時間をかけながら、つながり続けることで、対象者の状況変化を逃さず、適時支援につなげていくことも必要であると考えられる。

## （3）「孤独・孤立状態にある方への支援で必要なこと」として自由記載でいただいたご意見のうち件数が上位のもの（抜粋）

- ・声をかける、見守る、寄り添う、話し相手になる
- ・気軽に集まれる居場所やコミュニティづくり
- ・相談支援や相談窓口・機関の充実
- ・地域や民間の力による支援
- ・訪問によるアプローチ
- ・経済的な支援
- ・国や自治体による支援
- ・支援に関する情報の提供やPR など

## 3 調査結果掲載 URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1331690.htm>

## 孤独・孤立に関する主な事業(令和5年度当初及び6月補正予算)

鳥取県孤独・孤立対策課

令和5年1月に施行した「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の具体化のため、下記の観点で令和5年度事業を実施することとしています。

- ・市町村・関係機関と連携した事業実施
- ・アウトリーチ・実態把握・ピアサポートを含む人材育成の体制整備
- ・ひきこもり、ヤングケアラーなど多岐にわたる孤独・孤立に関する課題解決

## 1 孤独・孤立対策の市町村支援強化事業

孤独・孤立に係る人材育成、市町村のアウトリーチ、ネットワーク作り、老老介護、ひきこもり等の実態把握

## 2 鳥取県版孤独・孤立解消支援事業

ネットワークや地域の社会資源の活用等により新たな制度を創設して対応する市町村を支援

## 3 当事者・家族等のピアサポート活動支援事業

ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を拡げて孤立を解消するため、ピアサポートに取り組む県内団体を支援(既存団体の活性化、新規団体の立ち上げ)

## 4 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業

広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。

## 5 ひきこもり対策推進事業

- ・「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託し、ひきこもりからの早期の脱却、早期支援体制を整備
- ・他機関協働による包括的相談体制の構築を進めている市町村への支援等を強化し、新たな職場体験事業所を設置し、全県下でひきこもりの状態にある方の就労支援を行う

## 6 ヤングケアラー支援強化事業

- ・ヤングケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立防止に向けた対策を継続
- ・SNSを活用した意見交換の場を設置するとともに、ヤングケアラーに関する啓発の強化を図るため、出前授業を実施



令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

福祉保健課 (内線: 7859)

1項 社会福祉費

→事業実施: 孤独・孤立対策課

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 孤独・孤立対策の市町村支援強化事業	0	16,800	16,800				16,800	
トータルコスト	0	17,580	17,580	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	人材育成の研修、補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の理念に基づき、市町村や関係機関における支援及び支援の調整を担う人材の育成、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化等を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

細事業名	内 容	補正額
孤独・孤立に係る人材育成	○対人能力・傾聴力と、専門的な支援機関等に適切につなげるコーディネート能力等の向上を図るため、既存の対人援助研修や市町村の包括的支援体制整備推進に係る人材育成研修等と併せて、市町村等の担当者等を対象に、専門の相談支援機関等と連携する力量を高めるための研修を行う。(委託) <新規で実施予定の研修分野> ・コーディネート能力の向上等を図るため、関係者・機関と連携するための力量を高める「ネットワークング」 ・当事者会や家族会の生の声を聞き、サポートする力量を高める「ピアサポート支援」 ・ケース会議等を円滑に動かす力量を高める「ファシリテーション」 ・活動する地域の資源等を見立て、必要な資源を提案・開発できる力量を高める「地域づくりと社会資源の理解」 ・個人・世帯・関係者の抱える問題をその背景も含め理解する力量を高める「アセスメント」など ※本研修も含め、県が指定した研修を受講した者には修了証を交付する。	3,000
市町村のアウトリーチ・ネットワークづくり等支援	○既存の世帯訪問調査等支援事業(町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等に係る経費を支援)について、市町村のアウトリーチ等の取組の更なる推進を図るため、町村だけでなく、市も含めて実施に要する経費を支援する。 ・実施主体 4市: 拡充 ・定額補助(上限: 1,000千円) ※町村には、R5当初予算で措置済	4,000
	○世帯訪問等のきっかけにもなる生活困窮者等の世帯に対する食料支援について、食料寄付を行う事業所の開拓、生活困窮者の相談窓口となる生活困窮者自立相談支援機関との連携、寄付食料の受入・配分調整などを行う支援員1名を配置する。(委託)	6,000
孤独・孤立に係る実態調査	○市町村の協力を得て、ひきこもり、老々介護の状況など孤独・孤立に関する実態把握を行う上で、市町村が当該調査を行うために必要となる経費を補助する。 ・補助率10/10	3,800
合 計		16,800

3 事業目標・取組状況・改善点

- 市町村の担当者等を対象に、専門の相談支援機関等と連携する力量を高めるための研修を行い、対人能力・傾聴力と、専門的な支援機関等に適切につなげるコーディネート能力等の向上を図る。

2

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

福祉保健課 (内線: 7158)

1項 社会福祉費

→事業実施: 孤独・孤立対策課

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	0	38,000	38,000				38,000	
トータルコスト	0	38,780	38,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	要綱等の作成、交付決定、支払い、確定手続き				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

8050問題、ヤングケアラー、老々介護をはじめ様々な困難な状況にある人が抱える課題の中には既存の支援制度にあてはまらないものがある。そういった既存の制度では対応が難しい課題に対して人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援する。

2 主な事業内容

8050問題、ヤングケアラー、老々介護等様々な困難な状況にある人が抱える課題のうち、既存の制度では対応が難しいものに対して、ネットワークや地域の社会資源の活用等により新たな制度を創設して対応する市町村を支援する。

(1) 補助率等

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 1自治体あたり4,000千円 (補助上限額2,000千円)

(2) 補助対象経費

困難な状況にある人が抱える既存の制度では対応が難しい課題に対応するため、地域の社会資源の活用等により新たな制度を創設して市町村が実施する事業に要する経費

例1) ひとり親のレスパイトとして、地域の宿泊施設を活用し、子育て経験のあるボランティアが宿泊事業を提供

例2) まちなかの空きスペースを活用し、不登校児童・生徒、ひきこもりの方など孤独・孤立を感じている方の居場所を整備し、支援の専門家を定期的に招き、手芸や実験などの共同作業等を通して社会とのつながりの回復を図る

例3) コミュニティナース等のリンクワーカー (当事者と医師やケアマネージャーなどの専門職と地域資源との橋渡し役) やかかりつけ医など住民生活に近い支援者による健康相談等の活動を支援することで、地域の中で困難を抱える方を把握し、必要な支援につなげていく 等

※他の補助金等を受けられる経費は対象外

(3) 補正額

4,000千円/団体×1/2 (補助率) ×19市町村=38,000千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の別表中の支援の推進等を図る。

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	<p>1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。</p> <p>2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。</p> <p>8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。</p>

3

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

福祉保健課 (内線: 7158)

1項 社会福祉費

→事業実施: 孤独・孤立対策課

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 当事者・家族等のピアサポート活動支援事業	0	6,500	6,500				6,500	
トータルコスト	0	7,280	7,280	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	要綱等の作成、交付決定、支払い、確定手続き				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

同じ困りごとを抱える本人や家族ならではの細やかな対応が可能で、共感によるつながりをもたらすピアサポートについて、経費の問題から二の足を踏んでいる本人や家族による創始を後押しし、既存団体の活動の活性化を図ることにより、ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を上げて孤立を解消するため、ピアサポートに取り組む県内団体を支援する。

また、新たにピアサポーターを支援する団体への助成を行うことで、ピアサポーターの負担軽減や資質向上を推進する。

2 主な事業内容

以下のアまたはイの団体に支援する。

ア 一般ピアサポート団体

同じ悩みを抱える方々の当事者会や家族会等のピアサポートに取り組む団体で、次の(ア)～(オ)を満たし、主なピアサポート活動を本県内で実施する団体

(ア) ひきこもりや難病等の患者の本人や家族、ケアラー、その他障がいや要介護にある本人や家族と同程度の日常生活への支障がある人を対象としているピアサポートを実施している、または実施しようとしていること

(イ) (ア) のピアサポートは、本人や家族のエンパワーメントにつながる活動であること

(ウ) 3名以上で構成される団体で、代表者が明らかであること

(エ) 団体の活動目的を明らかにしていること

(オ) 営利又は政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと

イ ピアサポーター支援団体

ピアサポーターの実践上の困りごとや悩み等へのフォロー、効果的な手法のアドバイス(スーパーバイズ活動)を行う団体で、県内での活動を行っているピアサポーターを主な支援の対象としている団体

(1) 補助対象経費

活動に係る立ち上げ経費(人件費、施設改修、備品購入等)、及び活動費(会議室等賃借料、広報費、通信運搬費、印刷製本費等)

(2) 補助率、補助額の上限

	一般ピアサポート団体				ピアサポーター支援団体	
	新規立ち上げ団体		既存団体		新規立ち上げ団体	既存団体
	職員あり	職員なし	職員あり	職員なし		
補助率	9/10		1/2		9/10	1/2
補助額の上限	500千円	100千円	500千円	100千円	1,000千円	

3 事業目標・取組状況・改善点

・鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の別表中のピアサポートの推進等を図る。

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。

4

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

福祉保健課 (内線: 7859)

1項 社会福祉費

→事業実施: 孤独・孤立対策課

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業	0	6,700	6,700				6,700	
トータルコスト	0	7,480	7,480	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	相談窓口の周知に係る業務、市町村との意見交換会の開催				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

細事業名	内 容	補正額
孤独・孤立に係る相談窓口の充実・周知	令和4年11月に設置した「生活困りごと相談窓口」を相談の入口とし、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の構成機関等で連携した対応を行うため、相談窓口にたどり着きやすくするホームページの充実、相談窓口を周知するためのチラシの作成・配布等を行う。	3,200
市町村等関係機関連携強化	孤独・孤立対策に関する先進事例・優良事例等について、市町村等の関係機関で共有し、当該事例の横展開や担当者の意識醸成を図る。 ・県内外の先進事例・優良事例に係る事例発表や講演等の開催 ・担当者同士の交流を図り、孤独・孤立対策に係る様々な情報交換を行う意見交換会の開催 ・県内の優良事例等に係るマニュアルの作成	3,500
合 計		6,700

3 事業目標・取組状況・改善点

・孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、孤独・孤立対策の推進を図る。

5

8目 健康県づくり推進費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり対策推進事業	34,417	32,391	2,026	18,796			15,621	
トータルコスト	49,231千円 (前年度 48,163千円) [正職員: 1.9人]							
主な業務内容	とっとりひきこもり生活支援センター委託実施、家族教室等の実施等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

8050問題などのひきこもり問題の解決に加えて、コロナ禍であっても、ひきこもりの方やひきこもりに陥るおそれのある方が支援を求める声を上げやすい環境づくりとして、SNS (LINE) を活用した相談事業を加えた幅広い相談方法で支援を行っている。また、家族会等を含めた家族への支援、市町村が進める相談・支援の向上に対するバックアップ機能を一体的に推進し、ひきこもりからの早期の脱却、早期支援ができる体制の充実・強化を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	事業内容	予算額				
とっとりひきこもり生活支援センターの運営 (国 1/2 他)	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業 (職場体験) 等の実施 (NPO 法人鳥取青少年ピアサポートに委託) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">相談事業 (国 1/2)</th> <th style="width: 50%;">体験事業 (国 3/4)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置 (7名) (東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る)</li> <li>・相談支援 (電話、メール、SNS (LINE)、訪問)</li> <li>・関係機関との連携 (連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ)</li> <li>・市町村等への後方支援、情報発信</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置</li> <li>・協力事業所と提携した職場体験事業</li> <li>・(新規) 職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置</li> </ul> </td> </tr> </table>	相談事業 (国 1/2)	体験事業 (国 3/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置 (7名) (東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る)</li> <li>・相談支援 (電話、メール、SNS (LINE)、訪問)</li> <li>・関係機関との連携 (連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ)</li> <li>・市町村等への後方支援、情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置</li> <li>・協力事業所と提携した職場体験事業</li> <li>・(新規) 職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置</li> </ul>	33,978
相談事業 (国 1/2)	体験事業 (国 3/4)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置 (7名) (東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る)</li> <li>・相談支援 (電話、メール、SNS (LINE)、訪問)</li> <li>・関係機関との連携 (連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ)</li> <li>・市町村等への後方支援、情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置</li> <li>・協力事業所と提携した職場体験事業</li> <li>・(新規) 職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置</li> </ul>					
ひきこもりサポーター養成研修 (国 1/2)	ひきこもりを正しく理解し、本人やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。 (NPO 法人鳥取青少年ピアサポートに委託)					
ひきこもり問題を考えるフォーラム (単県)	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。 (NPO 法人鳥取青少年ピアサポートに委託)					
オンラインによるひきこもり家族教室の実施 (国 1/2)	オンラインで各家庭と各保健所やひきこもり生活支援センターを結び、コロナ禍であっても、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保する。	243				
家族教室・精神科医師の専門相談 (単県)	・家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室の実施。 ・精神科医師による随時相談の実施。	196				
合計		34,417				

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人及び家族の心の健康増進を図る。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターに相談支援・情報発信・職場体験等の事業を委託し、支援の充実を図る。また、ひきこもりサポーター養成講座、ひきこもり問題を考えるフォーラム等を開催し、ひきこもり問題への理解の促進を図るとともに、支援にあたる関係者の資質向上を図る。
- ・鳥取市保健所、各県民福祉局で家族教室を開催し、多角的にひきこもりに関する支援を実施している。
- ・令和4年度からSNS (LINE) を活用した相談事業を開始するとともに、専門の相談員を2名増員し相談体制の強化を図り、時代のニーズにあったひきこもり支援を展開している。令和5年度はさらに、職場体験事業終了者への支援も開始する。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターの相談の強化に合わせて、これまでのノウハウを活かした市町村への支援やひきこもり家族会を含めた家族への支援等も強化して展開する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

健康政策課 (内線: 7861)

1項 公衆衛生費

→事業実施: 孤独・孤立対策課

8目 健康県づくり推進費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり対策推進事業		(債務負担行為) 5,726	(債務負担行為) 5,726	(債務負担行為) 4,294			(債務負担行為) 1,432	
	34,417	19,095	53,512	888			18,207	
トータルコスト	49,231	19,875	69,106	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.9人	0.1人	2.0人	相談員の増員、補助金交付事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「とっとりひきこもり生活支援センター」における他機関協働による包括的相談体制の構築を進めている市町村への支援等を行うため、相談員を増員する。

また、職場体験事業所が不足している中部・西部(現在 中部: 0か所、西部: 1か所)に新たな職場体験事業所を設置し、全県下でひきこもりの状態にある方の就労支援を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	事業内容	補正額
とっとりひきこもり生活支援センターの運営	○相談体制等の強化(中部: 1名、西部: 1名) 市町村からの支援要請や相談件数の増加により、中・西部の現行体制(中部: 1名、西部: 2名)では対応が十分にできていない状況にあることから、中部・西部の相談員を各1名増員し、市町村への支援体制及び相談体制の強化を図る。 ※NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託。	4,295
職場体験事業所の設置支援	○職場体験事業所設置事業補助金 NPO法人鳥取青少年ピアサポートが職場体験事業所を設置する取組に対して支援する。(中部: 1か所、西部: 1か所) ・県補助率10/10 ・補助上限 14,800千円 (借上げ料 900千円×2か所) (設置費用(改修費・備品費等) 6,500千円×2か所)	14,800
合 計		19,095

・債務負担行為 5,726千円(令和6年度)

3 事業目標・取組状況・改善点

・8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

・ひきこもり生活支援センターの事業として、職場体験事業によって社会参加への自信を持たせ、就労へ繋げる支援を実施している。中・西部の職場体験事業所の数が不足していることによりサポートが行き届かず取り残されてしまう状況を防ぐため、新たに職場体験事業所を設置し、全県下での支援体制を整える。

6

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

家庭支援課 (内線: 7869)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援強化事業	14,877	14,890	△13	6,956			7,921	
トータルコスト	17,996千円 (前年度18,833千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	関係者との連絡調整、事業者との連絡調整、契約事務、委託料の支払							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区分	内容							予算額
支援の充実・孤立化防止								
LINE相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるようLINEによる相談窓口を設置する(24時間、365日受付)。							7,660
電話相談の24時間化	夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を24時間365日にする。							538
オンラインサロンの開催	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。							1,888
支援者のスキルアップ								
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。							847
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。(1件あたり80千円、補助率10/10)							800
理解促進・啓発								
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する(令和4年度は全小学生にリーフレットを配布)。							2,900
関係機関の連携								
ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。							244
合 計							14,877	

3 事業目標・取組状況・改善点

「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象(小学5年、中学2年、高校2年、青年層(19~29歳))の全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなるとともに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることも判明した。

このため、中高生だけでなく小学生に対しても教育委員会と連携して啓発するとともに、ヤングケアラーや若者ケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図る。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費  
 1 目 児童福祉総務費

家庭支援課 (内線: 7863)  
 →事業実施: 福祉保健部孤独・孤立対策課  
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援強化事業	14,877	3,201	18,078	1,316			1,885	
トータルコスト	17,996	3,981	21,977	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	関係者・事業者との連絡調整、委託契約事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、SNSを活用した意見交換の場を設置するとともに、ヤングケアラーに関する啓発の強化を図るため、出前授業を実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分・細事業	事業概要	予算額
(新) ヤングケアラーのためのSNS上の集いの場	ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくするため、SNS上に集いの場(ヤングケアラーがチャットを通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場)を設置するとともに、管理者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。 【県補助率】 10/10 【財源】 国2/3、県1/3	2,868
(新) ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、子どもに対してヤングケアラーや相談窓口等の理解促進を図る。 【財源】 単県	333
合計		3,201

3 事業目標・取組状況・改善点

ヤングケアラー対策においては、「周囲がいち早く気付くこと」「子ども自身が自認すること」「具体的な支援に繋ぐこと」が重要であり、R3年4月に各児童相談所に相談窓口を設置したり、同年10月には県内全中高生にリーフレットを配布したりするなど、子ども自身や周囲の大人の気付きと早期の相談を促進した。さらに、ヤングケアラー実態調査結果(R3年7月)や対策会議の意見等を踏まえ、R4年度からLINE相談、オンラインサロン開設、電話相談24時間化、支援機関への研修助成などヤングケアラーに対する支援体制を強化してきた。  
 子どもにとって公的機関への相談は心理的ハードルが高いため、本事業によりSNS上の交流の場を作ることで、より気軽に参加できるようにし、ヤングケアラー同士の交流を更に支援するとともに、具体的な支援に繋げていく。

**【現状と課題】**

- ・プラットフォーム第1回会議での意見も踏まえ、相談の入口として悩みを受け止め、相談内容に応じて専門の相談窓口や支援機関等(以下「相談窓口等」という。)につなぐ「生活困りごと相談窓口」を令和4年11月に設置
- ・支援を受ける側と支援をする側との間の情報共有に加え、たらい回しとせず、丁寧な対応を行うためには、支援をする側同士の情報共有も重要
- ・相談窓口等において、案件に応じたつなぎ等を行う際に、各窓口担当者が名前も併せて伝えるなどのきめ細かい対応を行っていくとともに、お互いの支援内容等を十分に把握しておくことが必要

**【対応案】****(1) 「生活困りごと相談窓口」を仲介役とした連携強化**

「生活困りごと相談窓口」において、相談窓口等につなぐとともに、それぞれの窓口で受けた相談が、そこだけでは解決できない場合には、「生活困りごと相談窓口」が適切な支援機関につなぎ、連携して対応

**(2) 相談窓口等の見える化の推進**

多種多様な相談窓口等の情報を見える化するため、対象者、支援内容、連絡先等の情報を掲載したリストを作成し、支援担当者等がつなぎを検討する際の参考とする

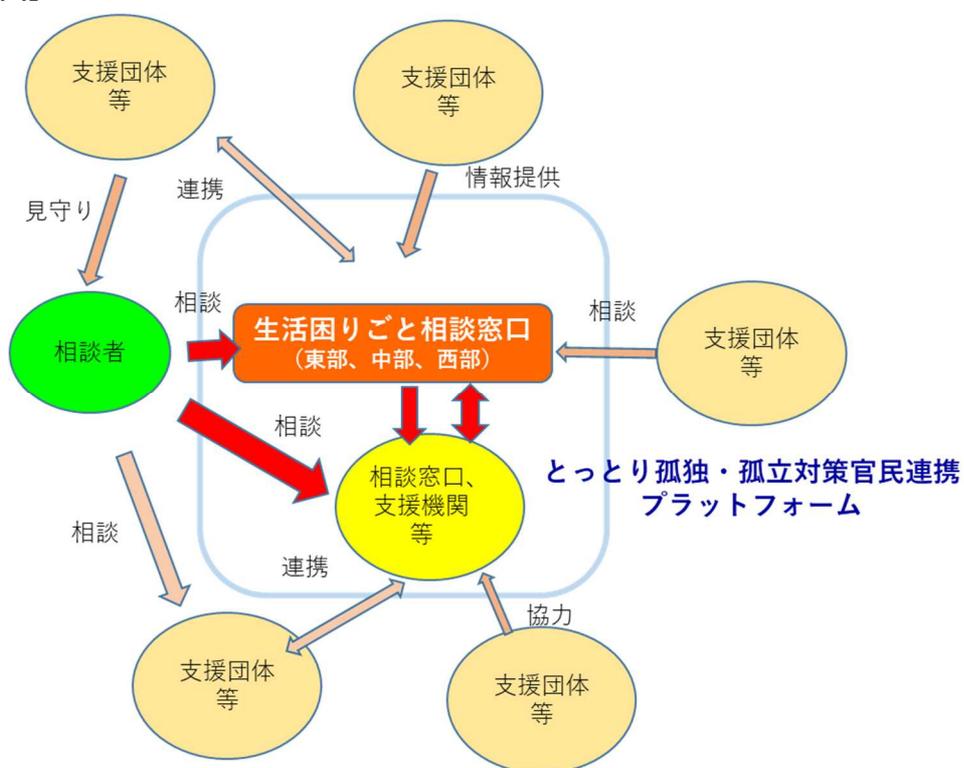
**(3) 相談窓口における多機関連携に関する考え方の整理**

プラットフォーム構成団体等相談窓口においては、相談者の抱える問題が複合多岐にわたり、他の機関において対応が必要と考えられる場合、相談者本人の意思を確認の上、適切な支援機関に事前に相談内容を伝え調整し、対応する担当者を明確にしておく等、相談者が安心して相談できるスムーズな連携により支援につなげる。

## 孤独・孤立サポート団体(仮)について

- 孤独・孤立の問題については、なるべく多くの支援機関・団体と協働することにより、より多様な相談支援機関を確保することで、様々な問題を抱える方に寄り添った相談支援を構築できる。
- 関係機関同士の連携のためにも、孤独・孤立対策に取り組む各種支援団体(孤独・孤立サポート団体・仮)を募集し、孤独・孤立対策の支援の輪を広げることとしたい。

### 【イメージ図】



## ■支援機関取組みシート【記載例】

機関名	
担当課	
担当者	
電話番号	

支援策	生活困窮者自立相談支援窓口				
	関連HP	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/251566.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/251566.htm</a>			
対象者	生活困窮等により悩んでいる方	対象年齢	制限なし	匿名対応	可
支援概要	<p>「失業して家賃が支払えない」、「仕事が見つからない」などの生活の困りごとや悩みを抱えている方に対し、専門の支援員による相談支援を実施しています。</p> <p>お住まいの自治体により相談窓口が異なりますが、窓口がわからない、制度について詳しくお知りになりたいなどの場合は、まずこちらにご相談ください。</p>				
対応期間	平日（月～金）				
対応時間	8:30～17:15				
申込先	メールまたは電話				
申込方法	kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp/0857-26-7158				
申込時注意点					